

出席停止について

下記の病気にかかった時は出席停止になります。主治医の診断を受け、登園の許可がおりましたら、下記の登園許可証明書を主治医に記入してもらい、登園の際に幼稚園に提出してください。

分類	病名	出席停止の期間 <small>(ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)</small>
2	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹（3日はしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺の腫れがなくなるまで 発疹が消失するまで すべての発疹がかさぶたになるまで 主な症状がなくなってから2日を経過するまで 伝染のおそれがないと認められるまで 伝染のおそれがないと認められるまで
3	流行性角結膜炎 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで

※出席停止の期間は欠席になりません。

※分類は学校保健法から。2は飛沫感染するもの。3は学校、園において流行を広げる可能性があるものです。

----- き り と り -----

登園許可証明書

聖母幼稚園園長様

組 氏名

病名

上記の者の病気は伝染するおそれが無くなりましたので、登園してもよいことを認めます。

年 月 日

医療機関名

医師名

印